2026年11月９日

各　位

会 社 名　　かどや製油株式会社
代表者名　　代表取締役社長　北川　淳一
（コード番号2612　東証スタンダード市場）
問合せ先　　常務執行役員 経営企画部長
兼 コーポレート本部長　佐藤　幹央
（TEL　03-6721-6957）

（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、当社が 2026 年９月 14 日に公表しました「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「９月 14 日付プレスリリース」といいます。）（当社が 2026 年９月16日付、同年10月28日付（以下「10月28日付プレスリリース」といいます。）、同年10月29日付及び同年11月６日付で公表した各変更又は訂正のお知らせにより変更又は訂正された事項を含みます。）の記載内容に一部変更すべき事項がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、10月28日付プレスリリースに記載のとおり、９月14日付プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加しているファンドである候補者Ｃ（以下「Ｃ社」といいます。）より、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｃ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた当社株式の非公開化（以下「本取引（Ｃ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本Ｃ社提案」といいます。）を受領し、本Ｃ社提案における公開買付価格（以下「公開買付価格（Ｃ社）といいます。」）は 2026 年９月 14 日時点の本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を上回っていたことから、2026年10月28日付で、本公開買付契約（当該契約の概要については、９月14 日付プレスリリースの「（６）公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れました（以下「10月28日付協議申入れ」といいます。）。

その後、2026年11月６日付で、当社の10月28日付協議申入れに対して、本公開買付契約に基づく再提案として、当社の第３位株主である小澤物産株式会社（以下「小澤物産」といいます。）並びに当社の第４位株主である小澤商事株式会社（以下「小澤商事」といいます。）の代表取締役であり当社の株主でもある小澤一彦氏（以下「小澤氏」といいます。）及びインテグラル株式会社（以下「インテグラル」といいます。）より、本公開買付価格を従前の2,514円から2,655円に引き上げる旨の提案書（以下「本11月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）」といいます。）を受領いたしました。公開買付者は、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）に記載のとおり、近日中に本公開買付価格を2,655円に変更する予定とのことです。

なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨及び当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の2026年９月14日付の意見に変更はありません。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

３．本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

（２）意見の根拠及び理由

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

（変更前）

＜前略＞

また、当社及び本特別委員会は、これまでにＢ社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、Ｂ社が提示する企業価値向上施策について検討してまいりました。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、当社固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、当社ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、Ｂ社再提案が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至りませんでした。

当社及び本特別委員会は、以上の経緯及びかかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びＣ社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

（変更後）

＜前略＞

また、当社及び本特別委員会は、これまでにＢ社から受領した提案書、デュー・ディリジェンス、経営陣へのインタビュー及び質疑応答等を通じ、Ｂ社が提示する企業価値向上施策について検討してまいりました。その結果、買収後の財務負担及び必要な成長投資への影響、当社固有の事業に対するシナジーの具体性及び実現可能性、当社ブランド並びに経営上の自律性への影響等を総合的に勘案した結果、Ｂ社再提案が当社の中長期的な企業価値向上に資するとの判断には至りませんでした。

その後、当社は、小澤氏及びインテグラルから、2026 年 11 月６日付で、本公開買付価格を 2,655 円（本公開買付けの公表日の前営業日である 2026 年９月 11 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 2,384 円に対して 11.37%、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値 1,965 円に対して 35.11%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値 1,841 円に対して 44.22%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値 1,713 円に対して 54.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされる直前の 2026 年９月１日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 1,793 円に対して 48.08%、また、同日までの過去１ヶ月間の終値単純平均値 1,765 円に対して 50.42%、同過去３ヶ月間の終値単純平均値 1,740 円に対して 52.59%、同過去６ヶ月間の終値単純平均値 1,672 円に対して 58.79%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）とする提案書（以下「本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）」といいます。）を受領いたしました。なお、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における本公開買付価格は、小澤物産が本自己株式取得に応じることを前提とした価格であるとのことです。また、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）によれば、公開買付者は、小澤物産が本自己株式取得に応じることを前提として、公開買付期間満了までにおける法人株主との間の合意状況に応じて、(i)法人株主との間で、法人株主が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①」といいます。）には、本公開買付価格を 2,944 円、(ii)三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②」といいます。）には、本公開買付価格を 2,806 円、(iii)三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①及び自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）と総称します。）には、本公開買付価格を 2,777 円とするとのことです。

	本自己株式取得を実行せず、本公開買付けのみ実行する場合	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①／自己株式取得ストラクチャー（C社）②（注7）（注8）	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）②（注9）	自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）③（注10）
公開買付価格（公開買付者） （1株当たり）	2,655円	2,944円	2,806円	2,777円
公開買付価格（C社） （1株当たり）	2,654円	2,907円	―	―

（注7）11月6日付小澤氏表明（以下に定義します。）を踏まえ、創業家法人株主が本C社提案における本自己株式取得（C社）の対象とならないことを前提とすると、本11月6日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本C社提案における公開買付価格の上限の比較は、現時点においては、自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①と自己株式取得ストラクチャー（C社）②を参照することが適切であると判断しております。そのため、上表には、自己株式ストラクチャー（C社）①及び自己株式ストラクチャー（C社）③における公開買付価格を含めておりません。当社がかかる判断をするに至った理由の詳細については、下記をご参照ください。

（注8）具体的には、公開買付者又はC社が、法人株主（すなわち、三菱商事及び三井物産）との間で、法人株主が保有する当社株式の全てについて、本公開買付け又は本公開買付け（C社）に応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

（注9）具体的には、公開買付者が、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

（注10）具体的には、公開買付者が、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて、本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合のストラクチャーです。

この点に関連して、かかる本11月6日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本C社提案との比較について、当社及び本特別委員会は、次のように考えております。まず、本11月6日付提案（小澤氏及びインテグラル）において、小澤氏は、当社の独立性を維持しつつ、インテグラルとともに成長戦略を実行することが、当社の企業価値最大化に最も資するものと考えており、仮に公開買付者以外の候補者が最終的に本取引を実施することとなった場合であっても、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨が表明（以下「11月6日付小澤氏表明」といいます。）されております。そのため、当社及び本特別委員会は、本11月6日付提案（小澤氏及びインテグラル）と本C社提案を比較するに当たり、本C社提案について、創業家法人株主が本自己株式取得（C社）の対象となることを前提とした公開買付価格（自己株式ストラクチャー（C社）①及び自己株式ストラクチャー（C社）③における公開買付価格である、3,000円及び2,872円）を比較対象とすることは、現時点ではその実現可能性が合理的に存在するとはいえないため、適切ではないと判断いたしました。また、2026年11月9日時点において、C社は法人株主のいずれとの間でも本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約を締結していないことから、本C社提案に記載の公開買付価格（C社）に関して2026年11月9日時点で確保されている条件に基づく価格を比較する観点では、本11月6日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格2,655円と、

本C社提案における本自己株式取得（C社）を実行しない場合の公開買付価格（C社）2,654 円とを比較することが適切であり、かかる比較の結果、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格が公開買付価格（C社）を上回るものと判断いたしました。さらに、11 月６日付小澤氏表明を踏まえ、創業家法人株主が本C社提案における本自己株式取得（C社）の対象とならないことを前提とした場合、本C社提案における公開買付価格（C社）の上限は、C社が法人株主（なお、創業家法人株主はここに含まれません。）との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（C社）②）の価格である 2,907 円となるのに対し、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格の上限は、既に不応募合意済みの創業家法人株主に加えて、法人株主との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（自己株式取得ストラクチャー（小澤氏及びインテグラル）①）の価格である 2,944 円であり、上限価格の比較においても、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における本公開買付価格が公開買付価格（C社）を上回るものと判断いたしました。なお、上記各価格を比較対象とすることは、公開買付者及びC社の両提案を、法人株主との合意の有無という観点から同条件で比較するものであり、適切であると考えております。

以上から、2026 年 11 月８日に、11 月６日付小澤氏表明を踏まえると、当社及び本特別委員会は、現時点で確保されている条件に基づく価格及び実現可能な上限価格のいずれの観点からも、本 11 月６日付提案（小澤氏及びインテグラル）における公開買付価格は、公開買付価格（C社）を上回るものと判断できることから、本公開買付契約の定めに従い、本答申書の内容を変更する必要はなく、本公開買付けに対する賛同の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することが適切であり、公開買付者とC社との間の競争環境が引き続き維持されることは、当社の一般株主の利益の確保の観点からも合理性があると判断いたしました。

つきましては、2026 年 11 月９日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以　上